



宇城市
第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画
【概要版】

平成 30 年3月

熊本県宇城市

計画策定の趣旨

計画策定の背景・目的

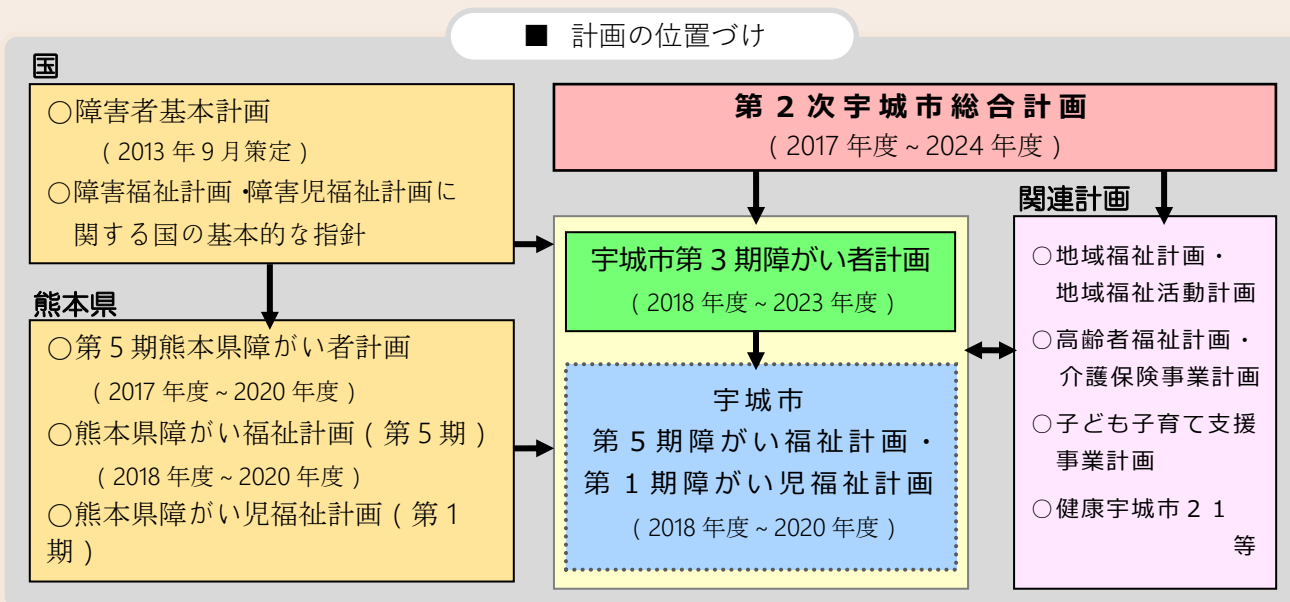
宇城市では、平成 23 年度に「宇城市第 2 期障がい者計画 第 3 期障が福祉計画」、平成 26 年度に「宇城市第 4 期障がい福祉計画」を策定しました。国は「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に改正し、さらに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」を平成 25 年に公布し、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進する障がい児福祉計画を、市町村で策定することを義務付けました。

本計画はこのような状況を踏まえ、ノーマライゼーション¹の理念の下、障がい者の自立した日常生活及び社会活動参加の増進を図る障がい者福祉の実現を目的に、策定を行います。

計画の位置づけ

本計画は、第 5 期障がい福祉計画（障害者総合支援法〔第 88 条第 1 項〕に基づく「市町村障害福祉計画」）と、第 1 期障がい児福祉計画（改正された児童福祉法〔第 33 条の 20 第 1 項〕に基づく「市町村障害児福祉計画」）を一体に策定するものです。

また、熊本県の「熊本県障がい福祉計画（第 5 期）」との整合を図ります。



計画期間

本計画は、2018 年度から 2020 年度までの 3 年間を計画期間とします。

¹ ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念。

計画の基本的な考え方

計画の基本的理念

① 障がい者（児）の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無に関わらず、自分らしく生活できる共生社会の実現に向け、障がい者の意思決定の支援に配慮します。障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 身近な、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいの種別にかかわらず、地域で充実した障がい福祉サービスを受けることができるように実施します。必要な情報提供を行い、適切な障がい福祉サービスが受けられるように努めます。

③ 入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

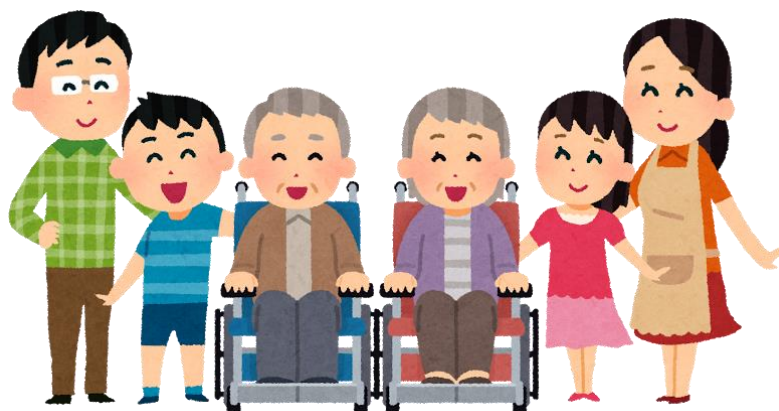
障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。また、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、本市の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。また、精神障がい、発達障がい、高次機能障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障害児通所支援や障害児相談支援等について地域支援体制の構築を図ります。障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。



障がい福祉サービス等の目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成 28 年度末の施設入所者の 9 %以上を地域生活へ移行します。
- ② 平成 32 年度末の施設入所者率を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 %以上削減します。

■目標設定値

項 目	数値	考え方
施設入所者数	109 人	(A)：平成 28 年度末の入所者数
平成 32 年度末の入所者数	103 人	(B)：平成 32 年度末の入所者数見込み
【目標値】削減見込み数	6 人	(A)－(B)
施設入所者削減率	5.5%	(C)÷(A)
【目標値】地域生活移行者数	10 人	(D)
地域移行率	9.2%	(D)÷(A)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。
- ② 平成 32 年度の精神病床における入院後 3 か月時点の定員率は 69%以上、入院後 6 か月時点の退院率は 84%以上、入院後 1 年時点の退院率は 90%以上とします。

地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がい者の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約を行う拠点です。平成 31 年度末までに宇城圏域で 1 か所整備します。

福祉施設から一般就労への移行等

- ① 一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にします。
- ② 就労移行支援事業利用者数について、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末の数の 2 割以上増加することを目指します。
- ③ 一般就労への就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。
- ④ 就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とします。

■目標設定値

項 目	数値	備 考
平成 28 年度の年間一般就労移行者数	6 人	
【目標値】平成 32 年度の一般就労移行者数	10 人	
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	17 人	(a)
【目標値】平成 32 年度末の就労移行支援事業所の利用者数	23 人	(b)
【目標値】就労移行支援事業利用者数の増加率	1.35	(b) ÷ (a)
【目標値】平成 32 年度末の一般就労への就労移行率 3 割以上の 就労移行支援事業所率	50%	
平成 30 年度において、就労支援事業の利用を開始した人数	5 人	
【目標値】上記利用者のうち、1 年以上職場定着した利用者数の数	4 人	
【目標値】平成 31 年度の就労定着支援 1 年後の就労定着率	80%	
平成 31 年度において、就労支援事業の利用を開始した人数	6 人	
【目標値】上記利用者のうち、1 年以上職場定着した利用者数の数	5 人	
【目標値】平成 32 年度の就労定着支援 1 年後の就労定着率	83%	

障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 平成 31 年度までに、児童発達支援センターを宇城圏域で設置します。
- ② 平成 32 年度までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。（事業実施中）
- ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保します。
- ④ 平成 30 年度末までに、医療的ケア児を地域で支援するために、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を、宇城圏域で設置します。

障がい福祉サービス等の見込量と方策

■障がい福祉サービスの見込量

区分		単位	平成 30 年度	2019 年度	2020 年度
訪問系サービス	① 居宅介護	人／月	89	91	94
		時間分／月	1,272	1,301	1,344
	② 重度訪問介護	人／月	8	11	15
		時間分／月	858	1,180	1,609
	③ 同行援護	人／月	6	7	8
		時間分／月	61	71	81
	④ 行動援護	人／月	2	2	2
		時間分／月	20	20	20
	⑤ 重度障害者等 包括支援※	人／月	2	2	2
		時間分／月	20	20	20

区分			単位	平成 30 年度	2019 年度	2020 年度	
日中活動系サービス	⑥ 生活介護		人／月	203	213	223	
			人日／月	3,978	4,174	4,370	
	⑦ 自立訓練 （機能訓練）		人／月	1	1	1	
			人日／月	10	10	10	
	⑧ 自立訓練 （生活訓練）		人／月	28	39	55	
			人日／月	437	619	877	
	⑨ 就労移行支援		人／月	21	22	23	
			人日／月	375	393	411	
	⑩ 就労継続支援 （A 型）		人／月	167	191	220	
			人日／月	3,340	3,820	4,400	
	⑪ 就労継続支援 （B 型）		人／月	130	141	153	
			人日／月	2,431	2,636	2,861	
	⑫ 就労定着支援		人／月	5	6	8	
	⑬ 療養介護		人／月	24	26	28	
	⑭ 短期入所 （ショートステイ）		福祉型	人／月	13	13	14
				人日／月	41	41	44
医療型			人／月	4	4	4	
			人日／月	23	23	23	
サービス 居住系	⑮ 自立生活援助		人／月	14	16	19	
	⑯ 共同生活援助（グループホーム）		人／月	89	94	98	
	⑰ 施設入所支援		人／月	105	104	103	
相談支援	⑱ 計画相談支援		人／月	85	92	100	
	⑲ 地域移行支援		人／月	2	3	5	
	⑳ 地域定着支援		人／月	1	2	3	

■地域生活支援事業の見込量

区分		単位	平成 30 年度	2019 年度	2020 年度
㉑ 理解促進研修・啓発事業		人／年	1	1	1
㉒ 自発的活動支援事業		人／年	2	2	2
事業 支援 相談	㉓ 障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
	㉔ 宇城地域障がい者支援協議会	回数	2	2	2
㉕ 成年後見制度利用支援事業		人／年	3	3	3
事業 通思 支援 疎	㉖ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人／年	450	450	450
	㉗ 手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1
日常生活用具給付等事業	㉘ 介護・訓練支援用具	件／年	2	2	2
	㉙ 自立生活支援用具	件／年	10	10	10
	㉚ 在宅療養等支援用具	件／年	10	10	10
	㉛ 情報・意思疎通支援用具	件／年	10	11	11
	㉜ 排泄管理支援用具	件／年	1,240	1,280	1,320
	㉝ 在宅改修費助成事業	件／年	3	3	3
	㉞ 点字図書給付事業	件／年	1	1	1
㉟ 手話奉仕員養成研修事業		人／年	10	10	10
㊱ 移動支援事業		人／年	25	25	25
		延時間／年	900	900	900

区分		単位	平成 30 年度	2019 年度	2020 年度
③⑦ 地域活動支援センター機能強化事業		箇所	2	2	2
		延人数／年	2,600	2,600	2,600
③⑧ 訪問入浴サービス事業		人／年	3	3	3
支援中 日中一時 事業時	③⑨ 障がい者等日帰りショートステイ事業	延回数／年	900	900	900
		人／年	35	35	35
	④⑩ 障がい児タイムケアサービス事業	延回数／年	1,925	1,925	1,925
		人／年	35	35	35
促進事業 社会参加	④① 障害者自動車運転免許取得費助成事業	人／年	3	3	3
	④② 身体障害者用自動車改造費助成事業	人／年	3	3	3

■障がい児福祉サービスの見込量

区分		単位	平成 30 年度	2019 年度	2020 年度
訪問系 サービス	④③ 児童発達支援	人／月	94	122	158
		人日／月	517	671	869
	④④ 医療型児童発達支援	人／月	3	5	6
		人日／月	36	60	72
	④⑤ 放課後等デイサービス	人／月	149	193	250
		人日／月	1,937	2,509	3,250
	④⑥ 保育所等訪問支援	人／月	7	8	9
		人日／月	16	18	21
	④⑦ 居宅訪問型児童発達支援	人／月	1	2	3
		人日／月	6	12	18
	④⑧ 障害児相談支援	人／月	74	98	130

方策

- サービス事業所等との連携と協力を行い、質の確保に努めます。
- 事業所職員の専門性の向上に向けた取り組みを進めます。
- 既存事業所の事業拡大への効果的な支援策などについて検討を行い、サービスの確保に努めます。
- 各事業所・医療機関等と情報交換を行い、ニーズの把握に努めます。
- ⑫ 就労定着支援、⑮ 自立生活援助、④⑦ 居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度より新設されるサービスであるため、サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。
- 障害児相談支援は、事業所が少ないことが指摘されていることから、事業所の新規参入を検討するとともに、限られている事業所の中で、障害児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との連絡・調整を行います。

計画の推進に向けて

計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

人材の確保・質の向上

●専門職員の確保

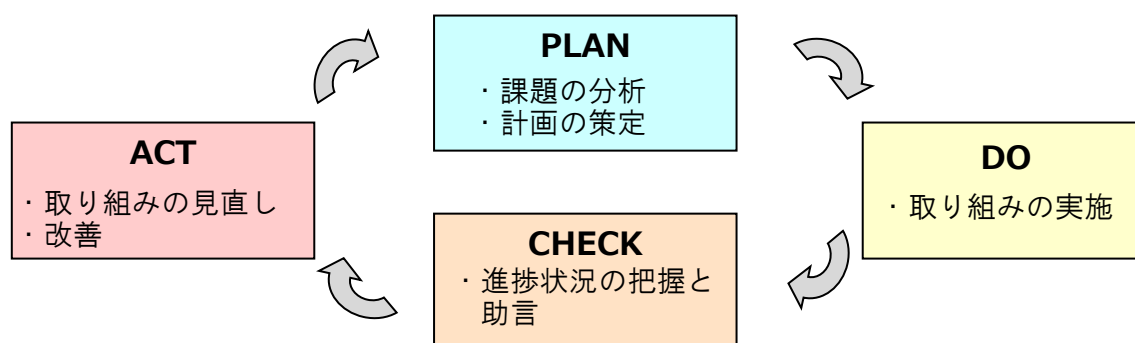
市における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上を図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組みます。

●職員等の資質向上

複雑・多様化するニーズに柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

計画の進捗管理

障がい者支援協議会において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価を行い、見直しを行うなど、PDCAサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります。



宇城市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（概要版）平成30年3月

編集・発行 熊本県宇城市 健康福祉部 社会福祉課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL : 0964-32-1111 FAX : 0964-32-0110 URL : <http://www.city.uki.kumamoto.jp>